愛川町監査委員公表第５号

地方自治法第１９９条第１項及び第４項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和８年１１月１７日

愛川町代表監査委員　齋　藤　千　春

愛川町監査委員　茅　　孝　之

1　監査の種類

定期監査（地方自治法第１９９条第１項及び第４項による監査）

2　監査の実施期間

令和８年１１月４日から１１月１２日まで

3　監査の対象及び方法

民生部福祉支援課、子育て支援課、健康推進課、高齢介護課、国保年金課、住民課所管の令和８年度予算の執行等財務に関する事務並びに分掌事務、職員の配置状況、重点事業計画とその実績、負担金、補助金、交付金、使用料、行政財産の増減行政財産の目的外使用等の執行等（令和８年４月１日から令和８年９月３０日まで）について、抽出により審査し、併せて現地調査を実施いたしました。

4　監査の手続き

愛川町監査基準（令和２年監査告示第１号）及び令和８年度監査等年間計画等による

5　監査の結果

福祉支援課、子育て支援課、健康推進課、高齢介護課、国保年金課、住民課

おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、事務執行上留意すべき事項は、口頭により指導した。

6　意見

（１）田代保育園跡地の利活用について（子育て支援課）

田代保育園につきましては、園児数が減少するとともに、民間による園児の受入れ枠が拡大していることなどから、本年度末をもって閉園することが決定しており、現在は休園しているとのことであります。

跡地の利活用については、現在、庁内検討委員会において、様々な協議を行っていると伺っておりますが、時代に即したよりよい形での跡地利用となるよう、公共施設としての活用に加え、町民の貴重な財産であることから、民間事業者への貸付や売却なども含め、幅広い視点から検討していただきたい。

（２）こども家庭センターについて（子育て支援課）

町では、妊産婦や子育て家庭に対し、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない包括的な支援を行うことを目的に本年４月から子育て支援課内に民生部長をセンター長とした「こども家庭センター」を設置し、新たに児童福祉や母子保健に精通した専門職である統括支援員を配置したとのことでありますが、今後、本セ

ンターが町民にとって分かりやすく、母子保健機能及び児童福祉機能双方の機能が一元的に運営できるよう、組織の見直しなどについて研究していただき、さらなる支援の充実に努めていただきたい。

（３）老人保護措置費負担金及び介護保険料（普通徴収分）の滞納額について
（高齢介護課）

令和８年度の老人保護措置費負担金の滞納繰越額は、７９９，３４７円、介護保険料の普通徴収分については、１２，８７１，３４７円であり、本年９月末現在の収入未済額は、老人保護措置費負担金が３８２，０４７円、介護保険料が１１，８２１，３８５円となっておりますことから、引き続き、国保年金課に配置されております徴収専門指導員と連携しながら、滞納者の実態把握、実状に即した的確な納入指導を実施されるなど、収入未済額の縮減に向けた取組みの推進をお願いいたします。

（４）国民健康保険税等の滞納額について（国保年金課）

令和８年度の国民健康保険税の滞納繰越額は、１５０，１１０，８５１円、後期高齢者医療保険料の普通徴収分は、４，０３７，１７０円、過年度不当利得に伴う返納金については、２，７７４，８４４円であり、本年９月末現在の収入未済額は、国民健康保険税が１２６，０５２，５９７円、後期高齢者医療保険料が３，１４６，５２０円、過年度不当利得に伴う返納金が２，７７４，８４４円となっておりますことから、引き続き、徴収専門指導員と連携しながら、滞納者の実態把握、実状に即した的確な納入指導を実施されるなど、収入未済額の縮減に向けた取組みの推進をお願いいたします。

（５）斎場予約システム導入業務委託事業について（住民課）

本事業の当初予算額６，４６６，０００円に対し、プロポーザル提案限度額を４，３０９，２５０円と設定しているため、かなりの不用額が生じるものと思われます。

当初予算額が過大とならないよう、予算編成の際には、十分精査していただき、引き続き、限られた財源の適切な配分をお願いします。

（６）介護職等の人材確保支援事業について
（福祉支援課、子育て支援課、健康推進課、高齢介護課）

町では、介護職や保育士、看護職等の人材の確保、定着及び離職防止を図るため、町内に転入しかつ町内事業所に就職した方、あるいは町内在住で町内事業所に復職した方などへの助成事業を実施しておりますが、本年９月末までの助成実績を伺ったところ、保育士の方に対する１件のみでありました。

介護職等の専門職については、全国的に担い手不足であるとのことでありますが、より一層な周知・啓発などに取り組んでいただき、引き続き、各分野の人材確保に努めていただきたい。

（７）年次有給休暇等の取得について（共通要望）

年次有給休暇及び夏季休暇の計画的な取得については、これまでも申し上げておりますが、いまだに取得日数が少ない職員が見受けられます。

総務省が公表しております令和６年における全国の市区町村職員の年次有給休暇の平均取得日数は１３．５日であります。

各職員におかれましては、健康管理に十分留意されるとともに、心身のリフレッシュが図れるよう、全国平均日数以上の休暇取得に努めていただきたい。

また、各所属長については、職員が休暇を取得しやすい職場づくりを進めていただきたい。